



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年6月22日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）川崎中瀬マンション計画に係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号 東レ建設株式会社 代表取締役社長 高安 年男
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎中瀬マンション計画
	指定開発行為の種類	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） ・住宅団地の新設（第2種行為） ・大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区中瀬三丁目20 区域面積：33,057.9㎡
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	計画戸数：777戸、計画人口：2,331人、高さ：56.1m、 住宅棟延べ面積：69,378.29㎡
	環境影響評価の手続経過	平成18年 9月 5日 条例環境影響評価準備書公告 平成18年10月30日 条例見解書公告 平成19年 2月 9日 条例環境影響評価審査書公告 平成19年 2月23日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	風害（風向・風速）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年6月22日（水）～平成23年7月21日（木） （土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。） 時間 午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを事後調査実施者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年7月21日（木） （郵送の場合は、7月21日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156